

令和2年9月23日

広島高速道路公社競争入札参加資格者指名停止措置要綱
第9条に基づく指名停止措置の公表について

このことについて、次のとおり指名停止措置を行ったので公表します。

商号又は名称 代表者氏名 所在地	株式会社中電工 代表取締役社長 迫谷 章 広島市中区小網町6番12号
措置期間	令和2年9月23日から令和2年10月22日（1か月）
事案の概要	上記事業者及び上記事業者の使用人は、岡山県新見市内の空調設備新設工事において、労働安全衛生法に違反したとして、令和元年12月24日付けで新見簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 また、上記事業者は、このことに関して、国土交通省中国地方整備局長から建設業法第28条第1項に基づく指示処分を受けた。
適用条項	「広島高速道路公社競争入札参加資格者指名停止措置要綱」 別表第2第11号（建設業法違反行為）
問い合わせ先	広島高速道路公社 総務部総務課経理係 TEL 082-508-6848